

令和4年度第1回千葉市救急業務検討委員会

オンラインメディカルコントロール（OMC）に関する専門部会

日時：令和4年7月1日（金）

18時00分～19時00分

場所：千葉市消防局（セーフティーちば）

7階 作戦室

次 第

1 開会

2 議題

議題1 部会長の選出及び職務代理者の指名について

議題2 議事録の確定方法について

議題3 オンラインメディカルコントロール（OMC）に関する課題抽出及び検討について

3 その他

令和4年度第2回千葉市救急業務検討委員会オンラインメディカルコントロール（OMC）に関する専門部会の開催予定について

4 閉会

議題 1

部会長の選出及び職務代理者の指名について

議案要旨

部会長を選出するとともに、職務代理者を指名していただくものです。

- 1 委員長の選出
- 2 職務代理者の指名

参考

- 資料 1 千葉市救急業務検討委員会設置条例
- 資料 2 オンラインメディカルコントロール（OMC）に関する専門部会部会員名簿

千葉県救急業務検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県救急業務検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、及び検討する。

- (1) 医師による救急救命士に対する指示、指導及び助言並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制に関する事項
- (2) 救急活動の事後検証及び評価に関する事項
- (3) 救急隊員の教育及び訓練に関する事項
- (4) 救急業務に必要な医療機関との連携に関する事項
- (5) その他救急業務に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 関係団体を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に、当該専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第3条第5項の規定は、臨時委員について準用する。

7 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

8 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

9 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第4条第4項中「委員長があらかじめ指名する委員」とあるのは「専門部会に属する委員及び臨時委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者」と、第5条第2項中「半数以上の委員」とあるのは「委員及び臨時委員の半数以上」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

オンラインメディカルコントロール（OMC）に関する専門部会部会員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	
1	千葉大学大学院医学研究院 救急集中治療医学	講師	大島 拓	
2	国立病院機構千葉医療センター	救急部部长	河野 慶一	
3	千葉県救急医療センター	医療局長 兼 麻酔科部長	稲葉 晋	
4	あかいし脳神経外科クリニック	院長	赤石江太郎	
5	みつわ台総合病院	副院長	海賀 照夫	
6	千葉市立海浜病院	内科部長	加藤 真優	

議題 2

議事録の確定方法について

議案要旨

千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱第6の2「議事録の確定」の規定に基づき、本専門部会議事録の確定方法についてご審議をお願いいたします。

参考

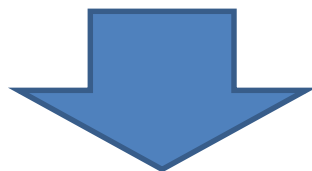
○資料 1 千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱

第6 議事録の作成等

2 議事録の確定

附属機関は、議事録の案を作成した後、速やかに、次のいずれかにより議事録を確定するものとする。

- （１）会議における議決
- （２）委員全員による個別の承認
- （３）あらかじめ指名された委員等による承認
- （４）その他附属機関が定める方法



事務局案

他の専門部会同様、

（３）あらかじめ指名された委員等による承認

専門部会長の承認をもって議事録の確定としたい。

千葉県附属機関の会議の公開に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号。以下「条例」という。）第25条に規定する実施機関に置く附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 会議を非公開とする場合

1 会議の全部又は一部を非公開とする場合

附属機関は、開催しようとする会議の全部又は一部が千葉県情報公開条例施行規則（平成12年千葉県規則第95号。以下「規則」という。）第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする。なお、規則第12条第1項第3号に規定する公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるときは、次のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- (2) 委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- (3) その他公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが客観的に明らかであるとき。

2 会議の全部又は一部を非公開とする決定

(1) 決定方法

附属機関は、前記1の場合、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、次のいずれかにより決定するものとする。

- ア 会議における議決
- イ 委員全員による個別の承認
- ウ あらかじめ指名された委員等による承認
- エ その他附属機関が定める方法

(2) 会議の一部を非公開とする決定を行う時期

前記(1)の規定による決定は、会議を緊急に開催する必要性が生じた場合を除き、当該会議の開催日の1週間前までに行うものとする。

3 原則非公開の決定

(1) 原則非公開の決定

附属機関は、附属機関の設置目的等から判断して、会議が恒常的に規則第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会議において、以後の会議の全部を原則として非公開とする旨の決定（以下「原則非公開の決

定」という。)を行うものとする。

(2) 会議非公開決定書

ア 会議非公開決定書の作成及び送付

所管課長等（附属機関の庶務を掌る課、室又は事業所等の長をいう。以下同じ。）は、前記（１）により原則非公開の決定がなされた場合は、会議非公開決定書（様式第１号）を作成し、総務局総務部政策法務課市政情報室長（以下「市政情報室長」という。）に送付するものとする。

イ 会議非公開決定書の写しの閲覧

市政情報室長は、前記アにより送付を受けた会議非公開決定書の写しを市政情報室において閲覧に供するものとする。

(3) 原則非公開の会議の公開

附属機関は、前記（１）により原則非公開の決定を行った場合であっても、個々の会議の全部又は一部が規則第１２条第１項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、当該会議の全部又は一部を公開するものとする。

第３ 公開する会議の開催の周知等

１ 附属機関があらかじめ定める事項

附属機関は、全部又は一部を公開する会議を開催するに当たって、次の事項を定めるものとする。

(1) 議題

(2) 開催日時

(3) 会議の方法（通信回線を利用して会議に参加する者（以下「参加者」という。）がいる場合に限る。）

(4) 開催場所等（会議を開催し、又は通信回線のみを利用して行われる会議において、全ての参加者の音声又は映像を聴取し、又は視聴させるために当該附属機関が設けた場所をいう。以下同じ。）

(5) 傍聴者等（会議を傍聴し、及び参加者の音声又は映像を聴取し、又は視聴する者をいう。）の定員

(6) 傍聴者等の決定方法

(7) 会議の一部を非公開とする理由（会議の一部を非公開とする場合に限る。）

(8) その他附属機関が必要と認める事項

２ 会議の開催の案内の作成及び送付

所管課長等は、全部又は一部を公開する会議が開催される場合は、当該会議の開催日の１週間前までに、会議の名称及び前記１の（１）から（８）までの事項（（３）にあつては、参加者がいる場合に限る。）を記載した会議の開催について

(お知らせ)(様式第2号)を作成し、市政情報室長に送付するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 市政情報室における閲覧等

市政情報室長は、前記2により送付を受けた会議の開催について(お知らせ)の写しを市政情報室及び各区役所において閲覧に供するとともに、その内容をホームページに掲載することにより、会議の開催日時、開催場所等を公表するものとする。

4 附属機関による会議の開催の周知

附属機関は、会議における審議の内容等から判断して必要と認める場合は、ちば市政だより等を活用し、会議の開催について効果的な周知に努めるものとする。

第4 公開する会議の運営

1 会議の公開の方法

会議の公開は、開催場所等における会議の傍聴及び参加者の音声又は映像の聴取又は視聴(以下「会議の傍聴等」という。)を希望する者に当該会議の傍聴等を認めることにより行うものとする。

2 傍聴者等の決定等

(1) 決定方法

ア 附属機関は、会議の開催の当日、会議の傍聴等を希望する者のうちから先着順に傍聴者等を決定するものとする。

イ 附属機関は、当日先着順にすると開催場所等が混乱するおそれ等があると認めるときは、前記アにかかわらず、次に掲げる方法等により、事前に傍聴者等を決定するものとする。

(ア) 電話、ファクシミリ等の申込みによる先着順

(イ) はがき、電話、ファクシミリ等の申込者のうちからの抽選

(2) 個人情報の収集の制限等

所管課長等は、傍聴者等の決定に当たり傍聴者等の氏名等の個人情報を収集する必要がある場合は、千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。以下「保護条例」という。)第7条に規定する個人情報の収集の制限の観点から、傍聴者等の決定等の目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を収集するものとする。なお、この場合は、所管課長等は、保護条例第6条に規定する個人情報取扱事務の届出を行うものとする。

3 会議の傍聴等

(1) 傍聴者等への会議資料の配付

附属機関は、傍聴者等に対し、会議次第、出席者席次表、参加者名簿(参加

者がいる場合に限る。) 及び会議資料を貸与し、又は配付するよう努めなければならない。ただし、会議資料のうち次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- ア 条例第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれるもの
- イ 頁数が著しく大量であるもの
- ウ 参考資料に過ぎないもの

（2）開催場所等の秩序の維持

附属機関は、傍聴等要領（様式第3号）を参考に、傍聴等要領を定め、これを配布すること等により、開催場所等の秩序の維持に努めなければならない。

4 会議の一部を公開する場合の傍聴者等への配慮

附属機関は、会議の一部を公開する場合は、公開する議題を最初に審議し、その後に非公開とする議題を審議する等傍聴者等に配慮した議事運営に努めるものとする。

第5 開催された会議の報告及び会議資料等の公表

1 全部又は一部を公開する会議が開催された旨の報告

所管課長等は、全部又は一部を公開する会議が開催された場合は、当該会議終了後、速やかに、会議公開報告書（様式第4号）を作成し、市政情報室長に送付するものとする。

2 全部を非公開とする会議が開催された旨の報告

所管課長等は、全部を非公開とする会議が開催された場合は、当該会議終了後、速やかに、会議非公開報告書（様式第5号）を作成し、市政情報室長に送付するものとする。ただし、前記第2の3により原則非公開の決定がなされ、会議非公開決定書を市政情報室長に送付している場合は、この限りでない。

3 会議公開報告書等の写しの閲覧

市政情報室長は、前記1又は2により送付を受けた会議公開報告書及び会議非公開報告書の写しを市政情報室において閲覧に供するものとする。

4 会議資料等の公表

- （1）所管課長等は、会議ごとにホームページを作成し、当該会議が開催された場合は、会議終了後、速やかに、当該会議を開催した旨を当該ホームページに掲載するよう努めなければならない。ただし、前記第2の3の原則非公開の決定により全部を非公開とした会議であって、これを掲載することにより、当該会議の性質上、当該会議の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるものについては、この限りでない。

- (2) 所管課長等は、会議が開催された場合は、当該会議の終了後、速やかに、会議資料をホームページに掲載するものとする。ただし、前記第4の3(1)のアからウまでに該当するものについては、この限りでない。

第6 議事録の作成等

1 議事録の作成

附属機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 会議の方法（参加者がいる場合に限る。）
- (4) 開催場所等
- (5) 会議に出席した委員、参加者（参加者がいる場合に限る。）及び事務局職員の役職及び氏名又は氏（不開示情報に該当する場合を除く。）
- (6) 議題
- (7) 議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したものをいう。）
- (8) 会議経過（結論に至った経過等を記載したものをいい、会議に出席した委員、参加者（参加者がいる場合に限る。）又は事務局職員の発言内容については、不開示情報に該当する場合を除き、発言者の氏名又は氏を明記するものとする。）

2 議事録の確定

附属機関は、議事録の案を作成した後、速やかに、次のいずれかにより議事録を確定するものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) あらかじめ指名された委員等による承認
- (4) その他附属機関が定める方法

3 議事録等の公表

(1) 議事録等の写しの送付

所管課長等は、前記2により確定した議事録の写し（当該議事録に不開示情報が記録されている場合は、当該不開示情報に係る部分を除いたものの写しに限る。）を作成し、議事録等送付書（様式第6号）により、市政情報室長に送付するものとする。ただし、全部を非公開とする会議を開催した場合は、前記1の(1)から(6)までの事項を記載した議事要旨を別に作成し、議事録に代えてその写しを送付することができる。

(2) ホームページへの掲載

所管課長等は、前記(1)と同様の議事録又は議事要旨をホームページに掲載するものとする。

4 市政情報室における閲覧

市政情報室長は、前記3の(1)により送付を受けた議事録又は議事要旨の写しを市政情報室において閲覧に供するものとする。

第7 条例の施行の状況の公表等

1 会議の公開に関する状況の公表

条例第30条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第25条の規定の対象となる附属機関の数
- (2) 全部又は一部を公開した会議の数
- (3) 原則非公開の決定を行った附属機関の数
- (4) 全部を非公開とした会議（前記第2の3の原則非公開の決定により全部を非公開とした会議を除く。）の数

2 附属機関に関する資料の閲覧

市政情報室長は、設置されている附属機関を明らかにするため、附属機関の名称、設置目的、設置根拠、所管課（室）、原則非公開の決定の有無等を記載した資料を作成し、市政情報室において閲覧に供するものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、附属機関の会議の公開に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行に関し必要な会議の非公開の決定その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に開催された会議の会議資料等の公表については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 26 日から施行する。

議題3

オンラインメディカルコントロール（OMC）に関する課題抽出及び検討について

議案要旨

令和4年5月12日に開催された千葉市救急業務検討委員会で、オンラインメディカルコントロール（OMC）に関する専門部会の設置について御審議いただき、承認が得られました。

現在のオンラインメディカルコントロール（OMC）における課題を抽出及び共有し、今後の必要な検討事項について審議をお願いいたします。

参考

- 資料1 他都市常駐医師調査一覧
- 資料2 ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分等取扱要綱

専門部会設置の経緯

【経緯】

「救急活動時の救急救命処置による事故調査対策専門部会」で報告された「救急活動時の救急救命処置による事故調査・検証報告書」内の「対策の立案と提言」に以下の内容が示されていた。

報告書からの立案と提言

医師及び救急隊のコミュニケーション精度向上

収容医療機関の医師及び指令センター常駐医師について、救急隊とのコミュニケーションの取り方を標準化する取組みを開始し、特に指令センター常駐医師については、指令センター常駐医師用マニュアルにコミュニケーションに関する項目を整備する。加えて、救急活動中の隊内でのコミュニケーションも含め、主語及び述語の脱落等を中心に会話の内容を評価する取組みを実施し、コミュニケーションの精度向上を目指す。

指令センター常駐医師の資格要件の見直し及び救急車同乗実習を含めた研修の実施

指令センター常駐医師の資格要件を見直し、知識の習得・更新にとどまらずコミュニケーション方法なども含めたフォローアップ研修を行う。加えて、救急活動に関して、救急隊と指令センター常駐医師とが共通認識を持つことを目的として、同医師の救急車同乗実習を実施する。

上記をまとめると

- 1 救急隊とのコミュニケーションの取り方を標準化する取組み
- 2 指令センター常駐医師用マニュアルにコミュニケーションに関する項目を整備
- 3 指令センター常駐医師の資格要件の見直し
- 4 知識の習得・更新にとどまらずコミュニケーション方法なども含めたフォローアップ研修
- 5 救急車同乗実習

事務局としては、提言内容から、指令センター常駐医師として勤務経験のある方々の医学的な検討が必要であるとして判断して、令和4年5月12日に開催された「令和4年度第1回千葉市救急業務検討委員会」に「専門部会の設置について」上程し、承認された。

目的、構成員、検討項目、スケジュール

目的

専門部会を設置して、オンラインメディカルコントロール（OMC）に関する課題を中長期的に検討したい。

検討項目

- ・常駐医師の資格要件について
- ・常駐医師の新規委嘱時の教育について
- ・常駐医師の委嘱後の再教育について
- ・その他OMCに関することについて

スケジュール（令和4年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
千葉市救急業務 検討委員会		開催				開催予定
専門部会			開催予定 (課題抽出)			開催予定 (課題共有)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					開催予定	
				開催予定 (方向性決定)		

- ・必要に応じて、検討結果を千葉市救急業務検討委員会に上程する。
- ・令和5年度以降も継続的に検討したい。

指令センター常駐医師の現状

- ・千葉市での常駐医師は、平成15年は10月1日から業務開始

各年の協力医療機関数、委嘱医師数、指示、指導・助言の回数

	協力医療機関	委嘱医師数	指示	指導・助言
平成15年	14	142	80	121
平成16年	15	166	307	376
平成17年	15	184	364	626
平成18年	16	210	597	815
平成19年	16	210	635	906
平成20年	16	170	500	865
平成21年	16	162	400	1,281
平成22年	17	150	396	1,367
平成23年	17	150	289	1,729
平成24年	17	150	452	1,768
平成25年	17	136	351	1,469
平成26年	17	130	505	1,608
平成27年	17	130	526	2,298
平成28年	17	144	647	1893
平成29年	17	147	777	2,340
平成30年	18	143	1025	3,051
令和 元年	18	129	1052	3,986
令和 2年	18	112	1028	4,485
令和 3年	18	118	1374	5,655

他都市（東京消防庁、横浜市消防局）での委嘱条件などは、資料1を参照

他都市常駐医師調査一覧

	業務開始	資格要件	委嘱時の研修	救急車同乗実習	再講習	業務内容
東京消防庁	昭和62年5月1日 特別区の指令室で運用開始 平成4年4月1日 多摩地区の指令室でも運用開始 令和4年7月1日 指導医が救急救命士の行う特定行為に対しての 具体的指示を行う	次の項目の全てを満たす者 1 医師免許取得後、6年以上であること。 2 日本救急医学会、日本外科学会、日本内科学会、日本循環器学会、日本麻酔科学会、日本集中治療医学会及び日本胸部外科学会のうち、いずれかの認定医又は専門医であること。 3 次のいずれかに該当すること。 （1）医師免許取得後の救急車同乗体験をととして、救急隊員が現場及び搬送途上で行う業務を熟知していること。 （2）消防学校での救急隊員教育又は救急隊員を対象とする救急救命士養成所での救急救命士教育において、講義（基礎に関する科目を除く。）又はシミュレーションを教授したことがあること。 （3）病院前救急現場での医療経験があること。 （4）指導医として委嘱されている医師から、オンライン・メディカルコントロールの直接的指導を受けたことがあること。 ※ 令和3年4月1日現在 36医療機関281人の医師が登録	東京都MC協議会指示指導医委員会が主催する3時間の講習（救急隊指導医研修）を修了することにより、実際に救急隊指導医として勤務可能となる。 1 内容（大項目） （1）メディカルコントロールと救急隊指導医 （2）救急活動基準と救急活動 （3）都の救急医療体制と医療機関選定 （4）災害救急情報センターについて （5）救急隊指導医業務の実際 2 指導者 （1）指示指導医委員会委員長 （2）指示指導医委員会委員長代理 （3）救急部職員（関係課係長）	指導医委嘱時の救急車同乗実習は行っていない。 既に指導医となっている医師の同乗実習も行っていない。		1 救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条に規定する具体的指示 2 救急事故現場及び搬送途上における救急処置に関する助言 3 傷病者収容時における医療機関への症状等の説明 4 その他災害救急情報センター（指定室）勤務員及び救急隊に対する業務遂行上必要な助言
横浜市消防局	平成5年8月1日 夜間・休日体制で開始 平成10年4月1日 24時間365日体制で開始	次の項目の全てを満たす者 1 医師免許取得後、おおむね5年以上の経験を有し、横浜市メディカルコントロール体制連携医療機関に勤務している者 2 救急専門医若しくはそれと同等の技量、知識を有していると、横浜市メディカルコントロール体制連携医療機関の病院長の推薦を受けた者 3 救急業務について、次の内容を理解し、救急救命士等の活動に必要な指示・助言等が行えること。 （1）救急救命士が行う「特定行為」及び「救急活動プロトコル」を理解していること。 （2）メディカルコントロール体制について理解していること。 （3）横浜市の救急医療体制について理解していること。			1 救命指導医として年2回以上勤務すること。または、次のいずれかの講習会等に、おおむね1年に1回程度参加又は実施すること。 （1）横浜市メディカルコントロール体制連携医療機関が開催している症例検討会への参加 （2）県の症例検討会等への参加 ア 県医師会救命情報システム指示医師研修会 イ 県医師会救命情報システム検証医師連絡会 ウ 県医師会救命情報システム症例検討会 （3）救命指導医の講習会への参加 （4）救急隊長教育等への参加 2 セルフトレーニングの実施（年に1度、eラーニングで実施している。）	1 救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する救急救命士への具体的指示 2 救急業務実施上必要と認められる場合の救急隊員等への医学的見地からの指導又は助言 3 緊急度・重症度識別実施上必要と認められる場合の通信指令管制業務を行う消防職員への医学的見地からの指導又は助言 4 救急業務実施上必要と認められる場合の専門的な立場からの医療関係機関との連絡調整
千葉市消防局	平成15年10月1日 24時間365日体制で開始	次の項目の全てを満たす者 1 5年以上の臨床経験又は1年以上の救急科専攻医経験を有し、かつ救急業務に対して理解を示している者 2 救急救命士が行う救急救命処置の内容を理解し、その行為を行うために必要な指示を行える者 3 救急隊員及び指令管制員に対して、的確な指示若しくは指導又は助言を行える者		平成15年9月に常駐医師研修会を実施し、希望者には救急車同乗実習を実施した。		1 救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する救急救命処置に係る具体的な指示 2 救急隊員（救急救命士を含む。以下同じ。）への助言 3 119番受信時の通報内容に基づく救急隊員への事前助言 4 救急事故現場及び搬送途上における応急処置に関する助言 5 指令管制員が行う口頭指導に関する助言 6 医療機関選定時における助言及び医師の裁量による医療機関への収容依頼 7 その他、業務遂行上医師の関与を必要とする場合の助言

ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市消防救急業務規程（昭和57年千葉市消防局訓令（甲）第8号）第17条の2第2項の規定に基づき、ちば消防共同指令センター（以下「共同指令センター」という。）に常駐する医師（以下「常駐医師」という。）の就業及び身分等の取扱に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱に定めるもののほか、常駐医師の就業及び身分等に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(身分)

第2条 この要綱において常駐医師の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する「非常勤の嘱託員」とする。

(業務内容)

第3条 常駐医師は、共同指令センターに常駐し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する救急救命処置に係る具体的な指示
- (2) 救急隊員（救急救命士を含む。以下同じ。）への助言
- (3) 119番受信時の通報内容に基づく救急隊員への事前助言
- (4) 救急事故現場及び搬送途上における応急処置に関する助言
- (5) 指令管制員が行う口頭指導に関する助言
- (6) 医療機関選定時における助言及び医師の裁量による医療機関への収容依頼
- (7) その他、業務遂行上医師の関与を必要とする場合の助言

(資格要件)

第4条 常駐医師は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許を有する者のうち、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 5年以上の臨床経験又は1年以上の救急科専攻医経験を有し、かつ救急業務に対して理解を示している者
 - (2) 救急救命士が行う救急救命処置の内容を理解し、その行為を行うために必要な指示を行える者
 - (3) 救急隊員及び指令管制員に対して、的確な指示若しくは指導又は助言を行える者
- (委嘱)

第5条 常駐医師は、所属する医療機関の長又は千葉市医師会長の推薦を受けた者の中から、消防局警防部救急課長（以下「救急課長」という。）の内申に基づき消防長が委嘱する。ただし、前条に規定する資格要件を備え、医療機関又は千葉市医師会に所属していない者については、自薦によることができるものとする。

2 救急課長は、常駐医師として推薦等を受けた者に対し、内申に必要な次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 医師免許証の写し
- (3) その他消防長が必要と認めるもの

3 救急課長は、委嘱に係る決裁に勤務条件通知書（様式第1号）を添付し、消防局総務部人事課長（以下「人事課長」という。）の合議を経て委嘱の手続きを行う。

4 消防長は委嘱に際し、委嘱状を交付するものとする。

(解嘱)

第6条 消防長は、常駐医師が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。この場合において、消防長は常駐医師に対し、解嘱状を交付する。

- (1) 常駐医師が退職を願い出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- (4) その他消防長が必要と認めたとき。

2 救急課長は、前項の規定により常駐医師を解嘱するときは、人事課

長の合議を経て解嘱の手続きを行う。

(委嘱期間)

第7条 常駐医師の委嘱期間は、会計年度（4月1日に始まり翌年の3月31日までをいう。）の1年以内とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(服務)

第8条 常駐医師は、職務の遂行にあたっては、法令等及び職務上の命令に従い、これに専念しなければならない。

2 常駐医師は、その職の信用を傷つけ、又は職全体に不名誉となる行為をしてはならない。

3 常駐医師は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務時間)

第9条 常駐医師の勤務時間の始期は8時00分とし、終期は翌日の8時00分とする。

2 一の常駐医師が勤務する時間数は、月57時間以内とする。

3 常駐医師の勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。ただし、消防長が必要と認める場合には別に勤務時間を指定することができる。

(勤務日等の指定)

第10条 救急課長は、常駐医師の勤務日及び勤務時間を前月25日までに勤務時間指定表（様式第2号）により指定し、勤務日及び勤務時間の指定について（様式第3号）により常駐医師に通知する。

2 救急課長は、勤務状況調書（様式第4号）を備え、常駐医師の勤務状況を管理する。

3 常駐医師は、やむを得ない事由により指定された勤務日及び勤務時間を変更する場合は、救急課長に届け出なければならない。

4 救急課長は、指定した勤務日及び勤務時間を必要に応じて変更することができる。この場合は、勤務日及び勤務時間の変更について（様式第5号）により常駐医師の中から新たに指定する。

(報酬等)

第11条 常駐医師に対し支払う報酬等の取扱は別に定める。

(公務災害等)

第12条 常駐医師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、千葉市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年千葉市条例第55号）に定めるところにより行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

第 9 条 関係

時間区分		開始時間	終了時間	時間数
勤務時間	昼勤	8 時 0 0 分	1 8 時 3 0 分	9 時間 3 0 分
	夜勤	1 8 時 3 0 分	8 時 0 0 分	1 2 時間
休憩時間	昼勤	1 2 時 0 0 分	1 3 時 0 0 分	1 時間
	夜勤	2 3 時 0 0 分	0 時 3 0 分	1 時間 3 0 分